

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、一級河川の川内川沿いの広範囲に市街地地域があり、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の栗野エリアの商業地域の50%の範囲で2m以上の浸水が予想され、残りの50%が1m～1.5mの浸水が予想されている。栗野エリアの小規模事業者のうち、商業地域に多い小売業・理美容業の50%弱、飲食業の60%弱、それ以外の建設業・製造業では30%弱の事業所に浸水の被害が予想される。

また、吉松エリアの川内川以東範囲で30%が2m以上の浸水が予想され、川内川以西の70%は浸水の恐れは少ないと予想されるが、吉松エリアの小規模事業者は、ほとんどの業種が川内川以東に広く立地しているため全事業所の45%に浸水の被害が予想され、そのうち2m以上の浸水は35%に及ぶことが予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

鹿児島県の土砂災害警戒区域等マップによると、山間部の栗野駅エリアは、土砂災害警戒区域であり、長谷地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、小売店、製茶会社があり危険である。

国道268号でつながっている旧吉松町と旧栗野町が寸断された場合の迂回路に関しても土砂災害の恐れがあり、危険な状態である。

(地震：JSHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度5弱以上の地震が発生する確率は、町全域で26%以上となっている。

(その他)

町内の川内川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成18年の鹿児島県北部豪雨の際、吉松地域339戸にて浸水が発生した。現在は、川内川の堰の大規模改修を実施し、被害の可能性は減少したが、リスクがある状態は変わらない。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 429人 (令和元年11月末日現在)
- ・小規模事業者数 399人 (令和元年11月末日現在)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)	
商工業者	小売業	129	117	町内に広く分散し、川内川沿いに多い
	建設業	64	64	町内に広く分散している
	製造業	46	39	同上
	サービス業・その他	190	179	同上

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定 避難所の設定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知。HP、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供。
- ・ 防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄している。
- ・ 防災訓練 各地区や学校にて防災訓練を行っている。
- ・ 応援協定 地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結している。

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。
- ・ 当会が避難所として地域の防災情報拠点として指定されているものの、防災備品の備蓄が施設内に行われていないため、台風災害等に関して避難情報が発せられた際、町からの防災備品の搬入を支援。

II 課題

- ・ 現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
 - ・ 加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
 - ・ 更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
 - ・ 当会役員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせていない。
 - ・ 防災備品の備蓄が必要である。
- といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ① 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と湧水町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④ 平時から物資の備蓄を行い、災害時に備える。
- ⑤ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と湧水町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・現状は、当会館が避難所として指定されており、令和元年に湧水町が策定した「湧水町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や湧水町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。

[事業者BCP策定に関する各年度の目標件数]

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業者BCP策定件数	2	2	3	3	3
専門家派遣件数	2	2	2	2	2
セミナー開催件数	2	2	2	2	2

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・鹿児島県建設業協会栗野支部等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCPの取組状況を確認し、事業者BCPの策定が進むようフォローアップを行う。
- ・毎年度、(仮称)湧水町事業継続力強化支援協議会(構成員:当会(法定経営指導員の参画含む)、当町)を年1回(6月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
また、協議会の評価結果は、理事会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや町が発行する旬報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に関

覧可能な状態とする。

[フォローアップの各年度の目標件数]

項 目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	2	2	3	3	3

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年に1回、自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。

（被害規模の目安及び被害情報共有の範囲は以下を想定）

被害目安	状 態	被害情報共有の目安
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網の遮断がされており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会全役員及び全職員 ・湧水町
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会正副会長及び全職員 ・湧水町
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会長及び全職員 ・湧水町

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間後～2週間	新たな被害と二次被害が発生したときに共有する
2週間後～1ヶ月	新たな被害と二次被害が発生したときに共有する
1ヶ月以降	新たな被害と二次被害が発生したときに共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

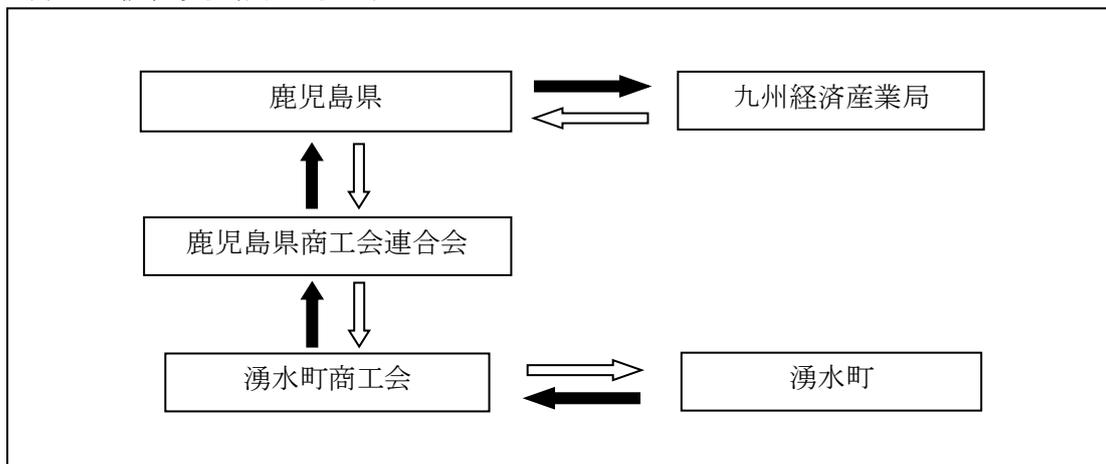
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と湧水町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。

様式①

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：danai@ref.kagoshima.lg.jp）
 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票
 宛定者：湧水町商工会 電話番号：0995-74-2200 メールアドレス：yusui-skakoshoren.or.jp

事業所名	住所	業種 （得意業）	従業員数 （得意業）	被害額 （得意業） （単位：千円）	被害種別内訳（単位：千円）			被害状況 （得意業） （被害状況がつかない場合は内空がふた）
					土地 （権利工事関係 等） （得意業）	建物 （得意業）	機械設備 （得意業）	
1				0				
2				0				
3				0				
4				0				
5				0				
6				0				
7				0				
8				0				
9				0				
10				0				
11				0				
12				0				
13				0				
14				0				
15				0				
16				0				
17				0				
18				0				
19				0				
20				0				
21				0				
22				0				
23				0				
24				0				
25				0				
26				0				
27				0				
28				0				
29				0				
30				0				
31				0				
32				0				
33				0				
34				0				
35				0				
36				0				
37				0				
38				0				
39				0				
40				0				
41				0				
42				0				

〔県への被害状況報告の流れ〕



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、湧水町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、政策金融公庫と共同で、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。
- ・被災事業者の速やかな復興支援のため、損害保険等の加入状況について連携先の保険会社から情報提供を受け、保険金請求に関する手続きの支援を行う。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

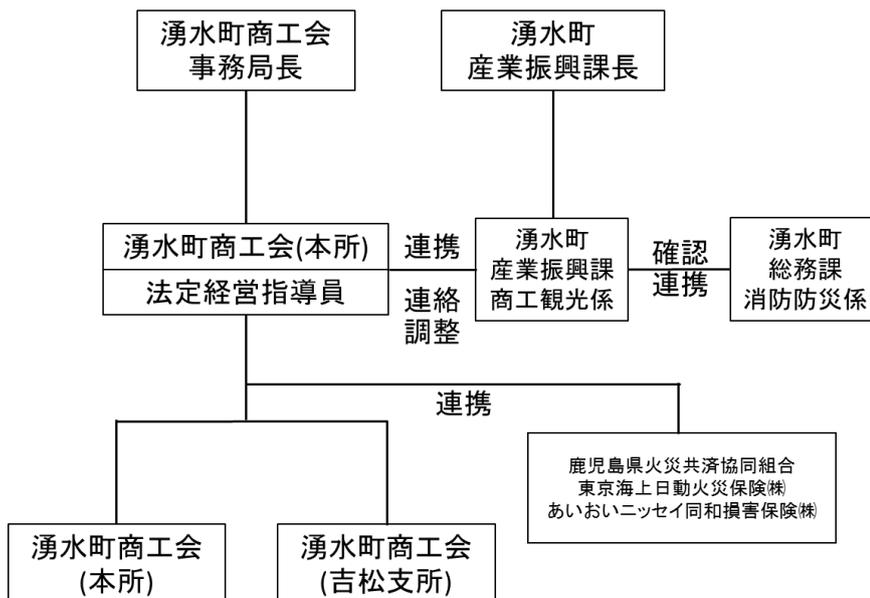
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 中村 隆幸 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

湧水町商工会

〒899-6201 鹿児島県始良郡湧水町木場300-1

TEL : 0995-74-2200 / FAX : 0995-74-3824

E-mail : yusui-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

湧水町役場 産業振興課 商工観光係

〒899-6201 鹿児島県始良郡湧水町木場222

TEL : 0995-74-3111 / FAX : 0995-74-4249

E-mail : syokokanko@town.yusui.kagoshima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 備蓄	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。